

野田市告示第170号

野田市後期高齢者はり、きゅう、あん摩等の施術に関する規則（平成30年野田市規則第37号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の様式を別紙のとおり改め、令和3年7月1日から施行する。

- 1 野田市後期高齢者はり、きゅう、あん摩等施設利用券交付申請書
- 2 野田市後期高齢者はり、きゅう、あん摩等施設利用券
- 3 施術明細書
- 4 施術録

令和3年6月25日

野田市長 鈴木 有

第5号様式（第5条第1項）

年 月 日

（宛先）野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市後期高齢者はり、きゅう、あん摩等施設利用券交付申請書
はり、きゅう、あん摩、マッサージ又は指圧の施術を受けたいので、次のと
おり申請します。

- 1 被保険者番号
- 2 利用者氏名
- 3 利用者生年月日 年 月 日

第6号様式（第5条第2項）

野田市後期高齢者はり、きゅう、あん摩等施設利用券	
被保険者番号	
利用者	住所
	氏名
	生年月日
	年 月 日

有効期限	年 月 日			
交付年月日	年 月 日			
施術担当者	指定番号		施術 年月日	年 月 日
	住所			
	氏名			
	施術種別	1. はり 2. きゅう 3. あん摩 4. マッサージ 5. 指圧		
発行者	千葉県野田市長 ㊟			

